

## 5 第 66 条の 5 の 2 《対象純支払利子等に係る課税の特例》関係

### 【改正の概要】

本制度（過大支払利子税制）は、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避を防止するため、対象純支払利子等の額（支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の支払利子等の額の合計額から控除対象受取利子等合計額を控除した残額をいう。）が調整所得金額の 20%を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額を当期の損金の額に算入しないというものである（措法 66 の 5 の 2 ①）。

令和 3 年度の税制改正により、対象外支払利子等の額及び控除対象受取利子等合計額について、それぞれ以下のとおり見直しが行われた。

#### (1) 対象外支払利子等の額

本制度の対象から除外される対象外支払利子等の額に、次に掲げる金額が追加された（措法 66 の 5 の 2 ②三ニ、措令 39 の 13 の 2 ⑫⑬）。

イ 生命保険会社の締結した保険契約に基づいて保険業法第 116 条第 1 項に規定する責任準備金として積み立てられた金額のうち保険料積立金に係る支払利子等に相当する金額

ロ 損害保険会社の締結した保険契約に係るイに掲げる金額に準ずる金額

#### (2) 控除対象受取利子等合計額

法人が事業年度において公社債投資信託の収益の分配の額の支払を受ける場合において、その支払を受ける収益の分配の額のうち公社債の利子から成る部分の金額があるときは、その公社債の利子から成る部分の金額を控除対象受取利子等合計額の計算における受取利子等の額の合計額に加算することができることとされた（措令 39 の 13 の 2 ⑭）。